

諮問番号：令和元年度(2019年度)諮問第130号

答申番号：令和元年度(2019年度)答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に係る平成31年（2019年）3月27日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

対象児童は、今まで特別児童扶養手当と認定されていて、現在も変わらず入院中である。また、普通の生活もできず、精神状態も悪く、注射や薬で安定している状態である。小学生の頃からアスペルガー・発達障害と診断され、今もこの状態であり、この先の見通しも不安でたまらないのに、特別児童扶養手当資格喪失の結果は納得いかない。これからの人生を安心して進んでいけるよう支えていただきたい。

本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 法令等の規定について

本件処分に係る特別児童扶養手当の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年（1975年）9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づいて行われている。

(2) 対象児童の障害の認定について

審査請求人が、本件処分に係る特別児童扶養手当再診届と共に提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によると、対象児童は、境界型パーソナリティ障害の診断であり、精神症状や問題行動は見られるが、日常生活はおおむね自立していることが確認できる。また、精神症状においては、「過去にうつ病の既往あるが現在は軽快している」と記載がある。

認定要領に基づき置かれている障害の状態を審査する医師（以下「判定医」という。）は、認定要領によると、「人格障害は、原則として認定の対象とならない。」とあることから、対象児童の障害の状態を本件診断書で審査した結果、非該当としたものである。

この判定を受けて処分庁は本件処分を行ったものであり、この処分庁の判断は、法令、認定要領及び本件診断書の内容に照らし、合理的なものであり、そこに裁量権の逸脱や濫用があるとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年（2019年）10月18日 審査庁から諮問
同年11月13日 第1回審議
同年11月27日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第3条は、「障害児」を監護する父母等に対し特別児童扶養手当を支給するとしており、「障害児」とは、法第2条第1項において、「二十歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」とされている。同条第5項では、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とされている。これを受けて、令第1条第3項では、障害等級の各級の障害の状態を別表第三に定めており、その具体的な認定基準は認定要領に示されている。

認定要領別添1の第7節1では、精神の障害について、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する」とされており、同節2A(4)では、「人格障害は、原則として認定の対象とならない。」とされている。

また、認定要領2(3)では、「精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」とされており、認定要領2(4)では、原則として、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うとされている。認定要領3(1)では、障害の状態を審査する医師について、「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと」とされている。

これらのことから、障害の認定は、診療を担当する医師が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、判定医が行った判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、判定医の医学的・専門的な審

査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているとみるべきである。

(2) 対象児童の障害の認定について

本件診断書によると、対象児童の傷病名は、「境界型パーソナリティ障害」であり、精神症状においては、「過去にうつ病の既往あるが現在は軽快している」と記載されている。問題行動及び習癖はいくつかみられるものの、発達障害関連症状及び意識障害・てんかんの病状又は状態像はないことが確認されている。

本件処分にあたり判定医が作成した特別児童扶養手当認定に係る障害程度判定記録表（以下「本件判定記録表」という。）によると、判定医は、上記本件診断書に基づき、「精神障害の診断、症状の程度に鑑み、非該当とした。」と判定している。この判定を受けて、処分庁は、対象児童の問題行動、自立度、要注意度等を総合的に判断した結果、障害等級1級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（令別表第三）及び障害等級2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（令別表第三）のいずれにも該当しないとして本件処分を行っている。

本件診断書、本件判定記録表等をみると、この処分庁の判断は不合理ではなく、そこに裁量権の逸脱や濫用があるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代